

5. 学位論文審査基準

海洋生命科学研究科修士課程学位論文審査基準

申請者は、提出した修士論文に従い、研究内容を 20 分以内で口頭発表する。その後、修士論文本文および要旨の内容も含めて 10 分程度の口頭試問を行い、申請者はそれに応答する。

審査の要点

1. 研究課題に対しての問題意識が十分である
2. 研究内容は海洋生命科学上の意義を有する
3. 研究目的に対して、適切な研究デザインおよび方法である
4. 必要なデータを十分に収集し、適切に分析できている
5. 論文の構成が適切で研究成果が十分に盛り込まれている
6. 文献検索が十分に行われ、適切に引用されている
7. 口頭発表の内容は研究内容を十分に伝えている

海洋生命科学研究科博士後期課程学位論文審査基準

申請者は、提出した博士論文に従い、研究内容を 40 分程度で口頭発表する。その後、博士論文本文および要旨の内容も含めて 60 分程度の口頭試問を行い、申請者はそれに応答する。

審査の要点

1. 研究課題に対しての問題意識が十分である
2. 研究内容は海洋生命科学上の意義を有する
3. 研究目的に対して、適切な研究デザインおよび方法である
4. 必要なデータを十分に収集し、適切に分析できている
5. 論文の構成が適切で研究成果が十分に盛り込まれている
6. 文献検索が十分に行われ、適切に引用されている
7. 口頭発表の内容は研究内容を十分に伝えている
8. 独創性、発展性を有する研究である
9. 独立した研究者としての能力を習得している

6. 学位の取扱い

北里大学大学院海洋生命科学研究科課程博士の学位に関する取扱内規

平成 25 年 3 月 12 日 制定
2019 年 2 月 28 日 改正
2026 年 2 月 18 日 改正

(総則)

第 1 条 この内規は、北里大学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めに基づき、北里大学大学院海洋生命科学研究科（以下「本研究科」という。）が授与する博士（水産学）の学位について必要な事項を定める。

(学位授与の申請)

第 2 条 学位の授与を申請する者は、次の書類を本研究科に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書 1 部
- (2) 学位論文 2 部
なお、学位論文は、その全部又は一部が学会誌等に原著論文として印刷公表されたものでなければならない。
- (3) 論文目録 2 部
- (4) 上記論文目録記載の論文別刷 2 部
ア 主たる学術論文は、査読制度の確立した学術誌に掲載又は受理された原著論文とし、筆頭著者で英文とする。
イ 論文別刷は写しでも可とする。なお、論文別刷の提出が期限までに間に合わない場合は、論文原稿に掲載証明書又はそれに代わるものを添付するものとする。
- (5) 論文内容要旨（4,000 字以内） 2 部
- (6) 同意書 1 部
なお、第 4 号の原著論文が共著である場合は、これを学位論文の内容とすることについて、所定の様式による共著者の同意書を提出しなければならない。
- (7) 履歴書 1 部
- (8) 戸籍抄本（外国人の場合は住民票） 1 部
- (9) 北里大学リポジトリ登録許諾・公開登録申請書 2 部

2 学位規程第 7 条第 1 項による学位論文の提出の条件は、次のとおりとする。

- (1) 学位論文を提出するまでに専門分野の「特別講義」「特別演習」「特別実験」それぞれの単位を修得していること。
- (2) 提出の前年度までに中間発表を行っていること。

3 論文を提出する者は、12 月 1 日までに提出しなければならない。

4 論文を提出する者は、研究者行動規範教育 e-learning プログラムの受講を完了していないなければならない。

5 提出期限後に提出された学位論文の年度内審査は行わない。

第 3 条 削除

(審査委員会)

第 4 条 本研究科は、学位規程第 8 条に則り学位論文の審査のための審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、本研究科の専任教授 2 人を含む 3 人以上の教員と、本研究科以外の本学又は他大学の大学院等の教員等 1 人以上を含む 5 人をもって組織する。なお、正指導教員及び実質的に論文指導に携わった教員は、原則として審査委員会の委員にならないものとする。

3 本研究科は、主査を審査委員の中から任命し、審査委員会の運営にあたらせる。

4 本研究科は、審査委員会の結成後に委員名を公表する。

(学位論文の審査)

第 4 条の 2 審査委員会は、提出された学位論文の査読を行う。

(学力の確認等)

第5条 審査委員会は、学位規程第9条第1項第1号及び第2号に基づき、最終試験及び学力の確認を行なう。ただし、学位申請者の経歴及び業績の審査をもって学力の確認の全部又は一部に代えることができる。

2 最終試験は、学位論文の内容についての口頭発表と、それに基づく口頭試問とし、公開で行う。

(審査報告)

第5条の2 審査委員会は、論文の審査、最終試験及び学力の確認の結果を「審査結果の要旨」として作成し、委員全員の承認を得て論文内容要旨とともに本研究科委員会へ報告する。

2 報告の方法は、「審査結果の要旨」及び論文内容要旨を、学位授与の可否を議決する本研究科委員会の1週間以上前に、本研究科委員会全構成員に配付する。

3 本研究科委員会は、学位規程第11条第1項及び第2項に基づき可否を議決する。

4 学位授与が決定された場合は、論文要旨と審査結果の要旨を公表する。

(学位論文提出の資格を有して退学した者の取り扱い)

第6条 本研究科を学位規程第4号による学位論文提出の資格を有して退学した者から学位授与の申請がなされた場合は、論文博士として取り扱う。

2 前項の者から退学後1年以内に学位授与の申請がなされた場合は、審査料を免除することができる。また、退学後3年以内に学位授与の申請の場合は、外国語の学力試験を免除することができる。

(学位論文の公表)

第7条 本研究科で博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、北里大学リポジトリにより行うこととする。

3 学位論文をインターネット上で公表できないやむを得ない事由がある場合は、本研究科長の了承を得た後、学長の承認を受けて、学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

4 前項の規定による要約は、論文の全体がわかるものとし、できる限り多くの本文を公表するものとする。

(主管部署)

第7条の2 この内規の主管部署は、海洋生命科学研究科事務室とする。

(この内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、本研究科大学院委員会の議を経て、本研究科委員会において決定する。

附則

この内規は平成25年4月1日から施行し、平成25年度在籍者、平成26年度以降の入学者の全てに適用する。

附則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成28年1月12日から施行する。

附則

(施行期日)

この内規は、平成29年10月10日から施行する。

附則

(施行期日)

この内規は、2018年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この内規は、2019年4月1日から施行する。

(施行期日)

この内規は、2026年4月1日から施行する。

北里大学大学院海洋生命科学研究科論文博士の学位に関する取扱内規

平成 25 年 3 月 12 日 制定
平成 27 年 7 月 14 日 改正
平成 28 年 1 月 12 日 改正
平成 29 年 10 月 10 日 改正
2019 年 5 月 14 日 改正
2026 年 2 月 18 日 改正

(目的)

第 1 条 この内規は、北里大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、北里大学（以下「本学」という。）が授与する博士（水産学）の学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(授与申請)

第 2 条 学位の授与を申請する者は、学位論文 2 部のほか、所定の様式により次の書類を海洋生命科学研究科（以下「本研究科」という。）に論文審査料を添えて提出しなければならない。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 学位申請書 | 1 部 |
| (2) 履歴書 | 1 部 |
| (3) 論文目録 | 2 部 |
| (4) 上記論文目録記載の論文別刷 | 2 部 |
| (5) 論文内容要旨（4,000 字以内） | 2 部 |
| (6) 研究歴証明書 | 1 部 |
| (7) 同意書 | 1 部 |
| (8) 戸籍抄本（外国人の場合住民票） | 1 部 |
| (9) 北里大学リポジトリ登録許諾・公開申請 | 2 部 |

書 2 論文の提出は随時受け付ける。

(論文審査料)

第 3 条 北里大学（以下「本学」という。）関係者に係る論文審査料は、一律 200,000 円とし、本学関係者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 本学を卒業した者
- (2) 本学大学院を修了した者
- (3) 本学大学院海洋生命科学研究科、水産学研究科に 2 年以上在籍した者
- (4) 学校法人北里研究所、又は学校法人北里学園及び社団法人北里研究所の教職員として 2 年以上在籍した者
- (5) 本学大学院海洋生命科学研究科、水産学研究科研究生として 1 年以上在籍し、その間に提出論文の主要部分の研究に従事した者

2 前項以外の者に係る論文審査料は、一律 500,000 円とする。

(学位論文の条件)

第 4 条 学位論文は、その全部又は一部が学会誌等に原著報告として印刷公表されたものでなければならない。

2 前項の原著報告が共著である場合は、これを学位論文の内容とすることについて、所定の様式による共著者の同意書を提出するものとする。

(審査委員会)

第 5 条 本研究科は、学位規程第 8 条に則り学位論文の審査のための審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、本研究科の専任教授 2 人を含む 3 人以上の教員と、本研究科以外の本学又は他大学

の大学院等の教員等 1 人以上を含む 5 人をもって組織する。なお、正指導教員及び実質的に論文指導に携わった教員は、原則として審査委員会の委員にならないものとする。

3 本研究科は、審査委員会の結成後に委員名を公表する。

4 本研究科は、主査を審査委員の中から任命し、審査委員会の運営にあたらせる。

(学位論文の審査及び学力の確認等)

第 6 条 論文審査は提出された学位論文の査読をもって行う。また、論文内容についての口頭発表とそれに引き続く口頭試問によって最終試験を行う。最終試験は公開とする。

2 審査委員会は学位規程第 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に従い、学力の確認を行なう。ただし、学位申請者の経歴及び業績の審査をもって学力確認の全部又は一部に代えることができる。

3 審査委員会は論文審査、最終試験及び学力確認の結果を「審査結果の要旨」として取りまとめ、論文内容要旨とともに、学位授与の可否を判定する本研究科委員会の 1 週間以上前に、全構成員に配付する。

4 本研究科は学位規程第 11 条第 1 項及び第 2 項に従い可否を議決する。

5 学位授与が決定された場合、論文内容要旨と審査結果の要旨を公表する。

(学位論文提出の資格を有して退学した者の取り扱い)

第 7 条 本研究科を学位規程第 4 条第 1 項第 2 号による学位論文提出の資格を有して退学した者については論文博士として取り扱い、退学後 1 年以内に学位授与申請がなされた場合は、審査料を免除することができる。また、退学後 3 年以内に学位授与申請の場合は外国語の学力試験を免除することができる。

(学位論文の公表)

第 8 条 本研究科で博士の学位を授与された者は、授与された日から 1 年以内にその論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、北里大学リポジトリにより行うこととする。

3 学位論文をインターネット上で公表できないやむを得ない事由がある場合は、本研究科長の了承を得た後、学長の承認を受けて、学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

4 前項の規定による要約は、論文の全体がわかるものとし、できる限り多くの本文を公表するものとする。

(この内規の改廃)

第 9 条 この内規の改廃は、本研究科大学院委員会の議を経て、本研究科委員会において決定する。

附則

この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この内規は、平成 28 年 1 月 12 日から施行する。

附則 (北学総第 29-06276 号)

(施行期日)

この内規は、平成 29 年 10 月 10 日から施行する。

附則

(施行期日)

この内規は、2019 年 5 月 14 日から施行する。

(施行期日)

この内規は、2026 年 4 月 1 日から施行する。